

神戸市告示第 648 号

神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例（平成 30 年 3 月条例第 18 号）第 2 条第 1 項第 3 号の規定により，次のとおり施設を告示する。

平成 30 年 3 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	位置	設置者
神戸ドイツ学院	東灘区向洋町中 3 丁目 2 番 8 号	学校法人神戸ドイツ学院
カネディアン・アカデミー	東灘区向洋町中 4 丁目 1	学校法人カネディアン・アカデミー
聖ミカエル国際学校	中央区中山手通 3 丁目 17 番 2 号	学校法人聖ミカエル国際学校
神戸中華同文学校	中央区中山手通 6 丁目 9 番 1 号	学校法人神戸中華同文学校
神戸朝鮮初中級学校	中央区脇浜町 1 丁目 6 番 1 号	学校法人兵庫朝鮮学園
西神戸朝鮮初級学校	長田区浜添通 1 丁目 2 番 6 号	学校法人兵庫朝鮮学園
マリスト・ブラザース・インターナショナル・スクール	須磨区千守町 1 丁目 2 番 1 号	学校法人マリスト国際学校
神戸朝鮮高級学校	垂水区上高丸 1 丁目 5 番 1 号	学校法人兵庫朝鮮学園